

研究ノート 教皇クレメンス4世の十字軍政策 (1)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000145

教皇クレメンス 4 世の十字軍政策（I）

櫻井 康 人

はじめに

これまで筆者は、教皇個人のパーソナリティーにも着目しつつ、聖地十字軍と非聖地十字軍双方を含む十字軍の全体像を見るべく検討を進めてきたが⁽¹⁾、本小文では教皇クレメンス 4 世（在位：1265 年 2 月 5 日～1268 年 11 月 29 日）が考察の対象となる。

本題に入る前に、Y・ドサの研究成果を基にしてその人物像を簡単に概観しておこう。12 世紀末にラングドックのサン・ジル・デュ・ガールに、ギー・フルク（もしくはフコワ）として生まれた彼は、パリで法学を学んだ後に、ポワティエ伯アルフォンスや国王ルイ 9 世に法律顧問官として仕えた。その職務を通じてラングドック地域の異端審問官と接触を持つようになり、その結果として、1260 年頃に彼は異端審問官のマニュアルとして *Questiones quindecim ad inquistores* を著すこととなる。妻の死後に聖職者としての道を歩み始め、1257 年にはル・ピュイ司教に、1259 年にはナルボンヌ大司教に叙階され、1261 年にサビーナ司教になると同時に枢機卿となった。1264 年に教皇特使としてイングランドに派遣されるも成果を挙げることはできなかった。しかし、1265 年 2 月 5 日に教皇に選出され、その 10 日後に就任式がなされた。即位時にはシチリア王国における十字軍の問題が継続中であり、シャルル・ダンジューを強く突き動かした結果、1265 年 6 月 28 日に彼をシチリア国王として即位させることに成功した。しかし、その後に皇帝派の巻き返しがあり、その在任中に新たな十字軍計画を実行に移すことはできなかった。その一方で、1265 年には勅書 *Licet ecclesiarum* を発してすべての空位となった聖職の聖職禄を管理するなど、教会支配を強化することには成功した。最終的には 1268 年 11 月 29 日に宮殿を建設していたヴィテルボで死去した⁽²⁾。

十字軍に関するところは本小文でも再検討が加えられることとなるが、以上のように従

(1) 櫻井康人「教皇アレクサンデル 4 世の十字軍政策」『ヨーロッパ文化史研究』23 号、2022 年、115～136 頁（以下、「アレクサンデル」と略記）；同「教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策（上）」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』63・64 合併号、2022 年、103～123 頁（以下、「ウルバヌス（上）」と略記）；同「教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策（下）」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』67 号、2023 年、97～119 頁（以下、「ウルバヌス（下）」と略記）。詳細な研究史と問題の所在に関しては、これらを参照されたい。

(2) Dossat, Y., "Gui Foucois, enquêteur-réformateur, archevêque et pape (Clément IV)", *Les évêques, les clercs et le roi (1250-1300)*, Toulouse, 1972, pp. 23-57.

来の研究における彼の十字軍政策への評価は決して高くはない。しかし、あくまでも数字上のことではあるが、筆者が確認したその勅書・書簡の総数 1963 通のうち、約 35% に当たる 708 通が十字軍に関連するものと判断され⁽³⁾、アレクサンデル 4 世やウルバヌス 4 世と比較しても⁽⁴⁾、かなりの労力を十字軍政策に注いでいたと言える。この数字の内実はどのようなものであったのか、以下、時系列的に彼の十字軍政策の足跡・変遷を局面に分けつつ追っていくこととするが、紙幅の関係上、幾つかに分割して提示していくこととなることをここに断っておきたい。

I. 三方面での展開 (1265 年 2 月 24 日～4 月 25 日)

上記のとおり、クレメンスが即位したのは対シチリア王国の十字軍が展開されている最中であった。教皇としての彼が初めて十字軍に関する文書を発給するのは 1265 年 2 月 24 日のことであり、アラゴン国王ハイメ 1 世の息子（恐らくは後の同国王ペドロ 3 世）に対して、シチリア国王マンフレディによってアンコーナ地域で捕縛されて拘留されているヴェローナ司教被選出者のマンフレドゥスを解放するための仲介役となるように要請する⁽⁵⁾。このような外交的努力を行う以上に彼が力を入れたのは、対マンフレディ十字軍の態勢を整えることであった。同日にはプロヴァンス兼アンジュー伯シャルルに対して、そのアスティ司教座教会に対する損害・略奪を咎めた上で、シチリア王国の「職務 (officium)」を推進するように要請する⁽⁶⁾。その 2 日後には、全キリスト教徒に対してイングランド国王ヘンリ 3 世およびその息子のエドマンドはシチリア国王位の正当な所有権者ではないことを宣言した上で⁽⁷⁾、教皇特使の聖チチェリア修道院称号修道院長シモヌス枢機卿に対しては、シャルルとともにシチリア王国の職務のための活動を推進するように命じた⁽⁸⁾。シモヌスは、ウルバヌス 4 世によってフランス地域においてシチリア王国への十

(3) 本稿で用いる史料は、次のとおりである。Ripoll, T. (ed.), *Bullarium Ordinis FF. Prædicatorum : sub auspiciis SS. D.N.D. Benedicti XIII, pontificis maximi, ejusdem Ordinis / opera Reverendissimi Patris F. Thomæ Ripoll, magistri generalis ; editum, et ad autographam fidem recognitum, variis appendicibus, notis, dissertationibus, ac tractatu de consensu bullarum, illustratum a P.F. Antonino Bremond, S. T. M., provincie Tolosanae ordinis memorati Alumno*, 1, Roma, 1729 (以下、*Bullarium* と略記); Potthast, A. (ed.), *Regesta pontificum romanorum : inde ab a. post Christum natum MCXCVIII ad a. MCCCIV : opus ab Academia Litterarum Berolinensi duplici præmio ornatum eiusque subsidiis liberalissime concessis editum*, 2 vols, Berlin, 1874-1895, rep. Graz, 1957 (以下、*Regseta* と略記); Jordan, E. (éd.), *Les registres de Clément IV (1265-1268) Recueil des bulles de ce pape publiées ou analysées d'après les manuscrits originaux des archives du Vatican*, Paris, 1893 (以下、*registres* と略記)。

(4) アレクサンデル 4 世は総数 3270 通の内 178 通の約 5%、ウルバヌス 4 世は総数 3600 通の内 325 通の約 9%、となる。櫻井「アレクサンデル」116 頁；同「ウルバヌス (上)」103 頁。

(5) *registres*, no. 871 (= *Regesta*, no. 19063)。

(6) *registres*, no. 872 (= *Regesta*, no. 19088)。

(7) *registres*, no. 1527 (= *Regesta*, no. 19037)。エドマンドとシチリア国王位との関係については、櫻井「アレクサンデル」127～128 頁；同「ウルバヌス (上)」117 頁、を参照。

(8) *registres*, no. 1426 (= *Regesta*, no. 19039)。

字軍を組織するように派遣された特使であり⁽⁹⁾、従ってその職務はクレメンヌの下でも継続された。

これ以降、対マンフレディ十字軍はシモヌスを中心に下準備が本格化する。さらに2日後の2月28日にも、クレメンヌは彼に対して、先代の教皇であるウルバヌス4世によって破門されたファッチョ・ユンクタなどのシエナの商人を職務から遠ざけないように、加えてシャルルに支払う金銭を彼らから借用するように命ずるとともに⁽¹⁰⁾、ファッチョたちシエナ商人に、フランス王国領内でシチリア王国の職務のために集められた教会収益の10分の1より、彼らからシャルルのファミリアであるローラン・ド・シェリーヌなどが借用した7000トゥール・リーブルを支払うように命ずる⁽¹¹⁾。このようにシャルルの遠征を実現するための経済的な措置が取られた後の3月7日、トスカーナ地域に派遣されていた特使のサン・マルタン修道院長シモヌス枢機卿⁽¹²⁾に対しては、聖地の援助のために十字を受け取った者たちをその誓約から解除し、シチリア王国の職務に「転換する(commutare)」ことのできる権限を付与した⁽¹³⁾。

その一方で、フランスを活動領域にしていたシモヌスに対して、3月15日にはシトー会については「シチリア王国の職務(negotium regni Sicilie)」のためにシャルルに引き渡されるべき10分の1税を免除するように命じ⁽¹⁴⁾、その翌日にも、もしシャルルがシトー会、テンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会などにシチリア王国の職務のために収益の10分の1を支払わせようとしているのであれば、それを止めるように命じる⁽¹⁵⁾。さらに3月19日には、シトー会、カルトゥジオ会、テンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会、ドイツ騎士修道会を除き、その職域内の高位聖職者や修道士たちにシチリア王国の職務のために10分の1税を支払わせることのできる権限とともに、支払いを拒む者には破門・聖務停止を科すことのできる権限も与えた⁽¹⁶⁾。そして翌3月20日、かつての(神聖)ローマ皇帝フリードリヒ2世の息子マンフレディと彼の指揮下のサラセン人に対する「十字の言葉(verbum crucis)」を説教するように命じ⁽¹⁷⁾、ここに対マンフレディ十字軍が本格始動することとなった。そして翌日には、さらにシモヌス自身には1年分の、彼が対マンフレディの十字の言葉の説教を委託した者たちには100日分の贖罪価値が認められた⁽¹⁸⁾。

(9) 櫻井「ウルバヌス(下)」101～106頁。

(10) *registres*, no. 1427 (= *Regesta*, no. 19040).

(11) *registres*, no. 1428 (= *Regesta*, no. 19041).

(12) こちらのシモヌスに関しては、櫻井「ウルバヌス(下)」105～106頁、を参照。

(13) *registres*, no. 216.

(14) *registres*, no. 6.

(15) *registres*, no. 1436 (= *Regesta*, no. 19057).

(16) *registres*, no. 217.

(17) *registres*, no. 1444 (= *Regesta*, no. 19068). なお、同日にはバーリとモノポリのプロトンティーノのフィリップ・デ・サンタクローチェに対して、かつてフリードリヒ2世の統治期に彼の息子のギレルモに譲渡された財産の所有を承認し、対マンフレディの外堀を埋めるような政策もなされた。*registres*, no. 213.

(18) *registres*, no. 1446 (= *Regesta*, no. 19070).

このようにして対マンフレディ十字軍の下準備を整えたクレメンスは、対ナスル朝戦が進められていたイベリア半島の情勢にも目を向ける。3月23日、カスティーリャ王国およびレオン王国内の全教会の財産の100分の1の5年分を、サラセン人に対峙するカスティーリャ兼レオン国王アルフォンソ10世の「職務 (negotium)」の援助へと「転換する (convertere)」ようにセビーリャ大司教に命令した上で⁽¹⁹⁾、クレメンスは全キリスト教徒に対して、カスティーリャ兼レオン国王のために、およびサラセン人に対峙する件の王国のすべてのキリスト教徒のために祈るのであるならば、20日分の贖罪価値が認められることを承認する⁽²⁰⁾。この措置はイベリア半島に人的資源が流入するのを抑えようとしたとも見えるが、3月26日にはセビーリャ大司教に対して、スペインおよびアフリカのサラセン人に対する「十字の職務 (negotium crucis)」を、スペイン地域、ジェノヴァおよびピサで説教するように委託した上で、十字の印を受け取った者たちの財産は教会の保護下に置かれること、ユダヤ人たちには利子として受け取った彼らの財産を返還させる必要があること、十字軍宣誓を代償する者にも十字軍士と等価値の贖罪価値が認められることなどを通達する⁽²¹⁾。この措置は、ジェノヴァやピサの勢力をイベリア半島に投入することで、それらがマンフレディと提携する可能性を極力排除しようとしたものであると想定されよう。そして、3月31日にもセビーリャ大司教に対して、聖地のための十字の援助を説教するよう委託された者たちに、スペインの諸王国においては職務を遂行させないように命ずる⁽²²⁾。

しかし、あくまでもクレメンスの主眼は対マンフレディ戦に置かれ続け、3月27日よりシャルルとの交渉に本腰を入れていく。まずシモヌスに、もしシャルルがシチリアの職務に身を投じるのであれば、コゼンツァ大司教バルトロマエウスと教皇特使のペトルス師を介して彼を受け入れ、フランス王国領内およびプロヴァンス伯領内の教会の収益の10分の1を援助金として彼に与えるように命ずるとともに⁽²³⁾、シャルルよりシチリア王国についての問い合わせがあれば、その写しを教皇庁に送るようにも命ずる⁽²⁴⁾。翌3月28日にもシャルルからのローマ元老院の職務についての問い合わせについて、その写しを教皇庁に送るよう命ずる⁽²⁵⁾。同日にはイタリア方面に派遣されていた特使のシモヌスに対しては、マンフレディが混乱を導いたレカナーティ教会を司教座教会として復活させてヌマーナ司教座と合併するよう命じ⁽²⁶⁾、フランス国王ルイ9世に対しては、シチリア王

(19) *registres*, no. 16.

(20) *registres*, no. 17.

(21) *registres*, no. 15.

(22) *registres*, no. 19.

(23) *registres*, no. 1447 (= *Regesta*, no. 19075).

(24) *registres*, no. 1448 (= *Regesta*, no. 19076).

(25) *registres*, no. 1449 (= *Regesta*, no. 19077).

(26) *registres*, no. 222.

国の職務のために弟シャルルに金銭的援助をなすように要請する⁽²⁷⁾。フランスのシモヌスに対してシャルルに（教会）収益の10分の1を引き渡すように命じた3月30日には⁽²⁸⁾、資金集めも本格化していく。上記のとおりシトー会などは免税の対象であったが、もし必要であればシトー会、テンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会の収益の10分の1も集めるように命じ⁽²⁹⁾、ルイに対してシャルルによるシチリア王国の職務のための10分の1税を課すよことのできる権限もシモヌスに付与された⁽³⁰⁾。さらに、シチリア王国の職務を推進するために、フランス王国領およびプロヴァンス伯領に加え、アルル大司教管区でも10分の1税を徴収するようにも命じた⁽³¹⁾。それから10日を空けての4月11日には資金調達範囲をさらに広げ、フランドル伯領やエノー伯領でも高位聖職者たちに資金集めをさせるようシモヌスに指示した⁽³²⁾。そして、4月14日、集めた10分の1税をシャルルに支払うようにシモヌスに命令が下された⁽³³⁾。恐らくはこの頃にポワトゥー伯アルフォンスには、マンフレディに対抗するシャルルを支援するために、聖地の援助のための十字の誓約をシチリアの職務に「変更する（commutare）」ように要請し⁽³⁴⁾、ローマの貴族たちに対しては、軍事力も金銭も持たないローマを防衛するためにシャルルが到来するであろうことを公示した⁽³⁵⁾。

このようにして対マンフレディ十字軍の実現の見通しを立てたクレメンスは、バルト十字軍にも関与する余裕を得たようである。1260年にプロイセンで大反乱が起こっており、ドイツ騎士修道会はその鎮圧に苦慮していたが⁽³⁶⁾、1265年4月17日にクレメンスは、シトー会やプレモンテ会出身の司教たち、同会の修道院長たち、ドミニコ会の全管区長たちなどに対して、ボヘミア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの各王国と、フリジア、ポロニア、ポメラニア、ゴットランドの各地域において、リヴォニア、クロニア（クールラント）、プロイセンの援助のための十字の言葉を説教するように命ずるのであった⁽³⁷⁾。それと同時に、グニェズノ地域の司教や修道院長たちに対しても、ボヘミア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの各王国領、およびフリジア、ポロニア、ポメラニア、ゴットランド地域で、同じく十字の言葉を説教するように命じた⁽³⁸⁾。

⁽²⁷⁾ *registres*, no. 224.

⁽²⁸⁾ *registres*, no. 1452 (= *Regesta*, no. 19083).

⁽²⁹⁾ *registres*, no. 1451 (= *Regesta*, no. 19082).

⁽³⁰⁾ *registres*, no. 225 (= *Regesta*, no. 19084).

⁽³¹⁾ *registres*, no. 1454 (= *Regesta*, no. 19086). なお、同じ3月31日に、フォーリーニョの市民や教会に対して、かつて神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世に追隨していたがための剥奪された司教座としての権威が回復されることが通達された。*registres*, no. 20 (= *Regesta*, no. 19087).

⁽³²⁾ *registres*, no. 1455 (= *Regesta*, no. 19090).

⁽³³⁾ *registres*, no. 1456 (= *Regesta*, no. 19092).

⁽³⁴⁾ *registres*, no. 817.

⁽³⁵⁾ *registres*, no. 878 (= *Regesta*, no. 19505).

⁽³⁶⁾ これらの状況については、櫻井『十字軍国家』筑摩書房、2023年、360頁、を参照。

⁽³⁷⁾ *registres*, no. 1545 (= *Regesta*, no. 19097).

⁽³⁸⁾ *registres*, no. 1546 (= *Regesta*, no. 19098).

以上のように、教皇に就任してから約 2 ヶ月の間、クレメンスはシチリア王国の問題を中心としつつも、イベリア半島およびバルト海沿岸においても、十字軍を展開しようと試みた。そして 4 月 27 日、シモヌスに対して、ローマの代理人ガントルミとプロヴァンス伯の管理人ドニがフィレンツェ商人のヤーコポ・リッコマンニとアルベルティーノ・ロータより 30000 トゥール・リーブルを受け取る予定であることを伝えた上で、件の金銭をパリの聖ジェノヴェーズ教会で上記の商人たちに引き渡すように命ずる⁽³⁹⁾。すべてが上手くいっているかのようであったが、同日、教皇庁の公証人ペトルス師に対しては、シャルルがいつ、どこに来るのかを知らせるように命じた上で、シモヌスがそちらに赴くであろうことを告げるとともに、シャルルにはローマに来よう要請することを命じている⁽⁴⁰⁾。肝要のシャルルが姿を現さないことへのいら立ちがここに窺える。

II. 聖地十字軍の準備 (1265 年 4 月 27 日～5 月 15 日)

シャルルがなかなかやって来ないことが、クレメンスの対マンフレディ十字軍の計画を頓挫させた。一方で、同じ頃、十字軍国家はマムルーク朝スルタンのバイバルスの猛攻に苦しんでいた。1265 年 4 月 29 日にはアルスールも陥落するが、この頃にクレメンスの耳に入ったのは、同年 2 月 27 日のカエサレア陥落についてであろう⁽⁴¹⁾。4 月 27 日、ついにクレメンスはシモヌスに対して、フランス王国領内およびカンブレレー司教管内において、聖地の援助のために教会の収益の 100 分の 1 を集めるように命ずるのであった⁽⁴²⁾。これを皮切りに、教皇特使としての主役の座も、対マンフレディの職務を担っていたシモヌスから、長らく聖地十字軍の職務に携わっていたティール大司教エギディウス⁽⁴³⁾に移ることとなる。

同じ 4 月 27 日にクレメンスは、すべての高位聖職者や修道院長、ドミニコ会管区長、フランチェスコ会管区長やその他あらゆる場所における聖地の職務の遂行者や、聖地の援助のための金銭を集めている者たちに対して、集めたものすべてをティール大司教エギディウスおよびカイファ領主ジャン・ド・ウァランシエンヌに引き渡すように命ずる⁽⁴⁴⁾。エギディウスに対しては、他の箇所で戦うために十字の印を受け取った者たちの宣誓を、聖地のための十字の宣誓に「転換する (commutare)」ことのできる権限を付与するとともに⁽⁴⁵⁾、十字の印を受け取った者でその身体状況によって自身で赴くことができない者に

⁽³⁹⁾ *registres*, no. 1457 (= *Regesta*, no. 19104).

⁽⁴⁰⁾ *registres*, no. 930 (= *Regesta*, no. 19103).

⁽⁴¹⁾ これらの状況については、櫻井『十字軍国家』159 頁、を参照。

⁽⁴²⁾ *registres*, no. 1458 (= *Regesta*, no. 19113).

⁽⁴³⁾ エギディウスに関しては、櫻井「ウルバヌス (上)」109～112 頁、を参照。

⁽⁴⁴⁾ *registres*, no. 1559.

⁽⁴⁵⁾ *registres*, no. 1560.

は、宣誓を代償させることのできる権限も付与する⁽⁴⁶⁾。同日におけるエギディウスへの命令や権限付与はこれらに止まらない。他にも、教皇庁の保護下に置かれている十字軍士を煩わす者を抑制するように命じ⁽⁴⁷⁾、彼とともに十字の職務で骨を折っている5人の教会人に聖職禄を与えることを承認し⁽⁴⁸⁾、他の高位聖職者たちに彼の十字の職務をサポートするように命じたので、彼らを徴用できることを通知し⁽⁴⁹⁾、シモニアによって罷免されたために修道院に蟄居している者たちを、その職務遂行のために徴用することのできる権限を付与し⁽⁵⁰⁾、彼が徴用している十字の説教師たちに聖務停止令を科すことのできる権限を付与できることを承認し⁽⁵¹⁾、教会人であろうと俗人であろうと十字軍士は10分の1税から免除されることになっているが、彼らが支払うべき10分の1税の5分の1を受領し、不足分はその教会の置かれた地域から集めることのできる権限を付与し⁽⁵²⁾、徴利によって得た金銭を聖地の職務のために差し出した者たちをその罪から解放できる権限も付与した⁽⁵³⁾。

翌4月28日も止まることはなく、エギディウスとジャンに対して、聖地のために差し出されたフランス王国領内の教会の収益の100分の1やその他の支援金を受け取るように命じ⁽⁵⁴⁾、ルイ9世にはエギディウスとジャンに10分の1税の徴収などの権限を付与したことを伝える⁽⁵⁵⁾。そして、エギディウスにはフランス王国領内、カンブレイ司教管内、トゥール司教管内、リエージュ司教管内、メス司教管内、ヴェルダン司教管内の十字の印を受け取った者たちに許可なくその領域を出ないように通達したことを知らせ⁽⁵⁶⁾、聖務停止令下に置かれた町や教会でも十字の説教をできる権限を付与し⁽⁵⁷⁾、加えて、聖務停止令が科された地において十字の印を受け取った者たちは、その者自身が破門宣告されていない限り、教会で神の職務を聴講することができることを伝える⁽⁵⁸⁾。その一方で、フランス王国領内、カンブレイ司教管内、トゥール司教管内、リエージュ司教管内、メス司教管内、ヴェルダン司教管内のすべての高位聖職者たちに対しては、エギディウスに同地で聖地の援助のための十字の説教を委託したので、彼を補佐するように命ずる⁽⁵⁹⁾。

⁽⁴⁶⁾ *registres*, no. 1561.

⁽⁴⁷⁾ *registres*, no. 1562.

⁽⁴⁸⁾ *registres*, no. 1563.

⁽⁴⁹⁾ *registres*, no. 1564.

⁽⁵⁰⁾ *registres*, no. 1565.

⁽⁵¹⁾ *registres*, no. 1566.

⁽⁵²⁾ *registres*, no. 1567.

⁽⁵³⁾ *registres*, no. 1568. なお、同日には教皇特使として十字軍国家に派遣されたベツレヘム司教トマスに対して、そのすべての財産の所有権を承認する文書も発している。*registres*, no. 32.

⁽⁵⁴⁾ *registres*, no. 1459 (= *Regesta*, no. 19115).

⁽⁵⁵⁾ *registres*, no. 1569.

⁽⁵⁶⁾ *registres*, no. 1570.

⁽⁵⁷⁾ *registres*, no. 1571.

⁽⁵⁸⁾ *registres*, no. 1572.

⁽⁵⁹⁾ *registres*, no. 1573.

翌 4 月 29 日にも、デギディウスに宛てては、正しい出自ではない、すなわち庶子であるドミニコ会士やフランチェスコ会士であっても、自身の職務に徴用できる権限を付与するとともに⁽⁶⁰⁾、ルイ 9 世に教会収益の 10 分の 1 もしくは 20 分の 1 を差し出さなかったがために破門された高位聖職者や教会人を、もしそれを支払った後に十字の印を受け取れば、破門から解放できる権限も付与する⁽⁶¹⁾。そのルイに宛てては、十字軍宣誓をなしたことに對してすべての罪からの解放を承認する⁽⁶²⁾。さらに 4 月 30 日にもエギディウスに對して、20 人のフランス王国領内の教会人とともに、聖地のための十字の印を受け取った者たち、もしくは聖地のためにその財産を提供した者たちを管理することのできる権限を付与し⁽⁶³⁾、教会人を暴行したがために、もしくは放火したがために破門された者について、自身で聖地に行くか、もしくはその財産を提供すれば、破門から解くことのできる権限も付与した⁽⁶⁴⁾。また、エギディウスとジャンに宛てては、十字の職務の遂行者（説教者）と聖地の援助金の徴収者から然るべきものを受け取り、ルイと協議して聖地の援助へと向けるように命じた⁽⁶⁵⁾。

月が代わっての 5 月 1 日にも、エギディウスに對しては、教皇庁から派遣されたすべての十字の説教者や遂行者を自身の指揮下に置くことのできる権限を付与する⁽⁶⁶⁾。ルイに對しても改めて教皇庁が彼個人に贖罪を与えることを伝えるとともに⁽⁶⁷⁾、サン・ドニ修道院の修士たちに對しては、ルイに与えられた特権が他者によって侵害されないようにするよう命ずる⁽⁶⁸⁾。ここには特権の具体的な内容は記されていない。3 日後の 5 月 4 日にもルイに對する特権の付与がなされているが⁽⁶⁹⁾、ここでも具体的な中身は分らない。同日のサンリス司教管区内にある聖アウグスティヌス隠修士会系の聖モーリス修道院長および修士たち宛ての書簡において、ルイの考えを知らせるために使者を教皇庁に送るよう要請していることから⁽⁷⁰⁾、特権の内容も含めた協議がこの後に持たれたのであろう。

さて、同日には、ドイツ騎士修道会に関する文書も 2 通発せられている。1 通は、エルサレムのドイツ騎士修道会総長および修道会士たちに對して、徴利や他の悪しき方法で得られた財産や宣誓代償金から、100 銀マルクを上限として金銭を受け取ることができることを承認するものである⁽⁷¹⁾。もう 1 通は、フィレンツェ、アレツォ、シエナの全キリス

⁽⁶⁰⁾ *registres*, no. 1576.

⁽⁶¹⁾ *registres*, no. 1577.

⁽⁶²⁾ *registres*, no. 1578.

⁽⁶³⁾ *registres*, no. 1580.

⁽⁶⁴⁾ *registres*, no. 1581.

⁽⁶⁵⁾ *registres*, no. 1582.

⁽⁶⁶⁾ *registres*, no. 1583.

⁽⁶⁷⁾ *registres*, no. 1584 (= *Regesta*, no. 19120).

⁽⁶⁸⁾ *registres*, no. 1585 (= *Regesta*, no. 19121).

⁽⁶⁹⁾ *registres*, no. 1591.

⁽⁷⁰⁾ *registres*, no. 1590.

⁽⁷¹⁾ *registres*, no. 1586 (= *Regesta*, no. 19125).

ト教信徒に対して、アレツォ司教管内のアッサーノに教会を持つトスカーナのドイツ騎士修道会士たちにその教会の再建のために施しを与える者には、40日の贖罪が与えられることを通知するものである⁽⁷²⁾。これら2通は、バルト十字軍の推進ではなく、聖地十字軍の推進のためであると考えられよう。

一方で同日より、聖地十字軍を推進する上で暗雲が現れ始める。イングランドの反乱者たちに対する十字軍の再燃である⁽⁷³⁾。ここで活躍したのは、かつてウルバヌス4世期には対マンフレディ十字軍で職務を担った聖アドリアーノ教会助祭オットボヌス枢機卿である⁽⁷⁴⁾。まずはオットボヌスに対して、イングランド王国、スコットランド王国、ウェールズ地域、アイルランド地域における教皇特使の「職務（*officium*）」を委託することから、この度の対反乱軍十字軍は始まる⁽⁷⁵⁾。そして、もしイングランド国王ヘンリ3世に反乱する者があれば、反乱者に対する「十字の言葉（*verbum Dei*）」をイングランド、デンマーク、ノルウェー、ウェールズ、アイルランド、ガスコーニュ、ノルマンディー、フランドル、ピカルディー、ポワティエ大司教管区、サント大司教管区、およびドイツ王国領内で説教するようにもオットボヌスに命ずるとともに⁽⁷⁶⁾、その職務を委託された領域内でイングランドの反乱者に援助や厚意を差し出すドイツ人やその他の者たちには、そのような行為を強制的に止めさせるようにも命ずる⁽⁷⁷⁾。ここに「ドイツ人たち（*teutonic*）」が登場することは、クレメンスがシチリア王国の問題とイングランド王国との問題を連関するものとして捉えていたことが分かる。

翌5月4日には、4通の文書によってオットボヌスの権限を強化する。その説教の職務をサポートする者たちに100日の贖罪価値を承認することのできる権限⁽⁷⁸⁾、その活動領域内外を問わず、その職務の際にミサや聖遺物の移動などをサポートする者たちすべてには1年と40日の贖罪価値を承認することのできる権限⁽⁷⁹⁾、「教会修繕費（*fabrica ecclesiarum*）」を差し出す者に40日の贖罪価値を承認することのできる権限⁽⁸⁰⁾、ドミニコ会士やフランチェスコ会士やその他の修道会士の誰であれ、その職務のために活用できる権限である⁽⁸¹⁾。翌5月6日にも、イングランド王国の反乱者たちに対する十字の言葉の説教を聴きに来たすべての者たちに40日の贖罪価値を承認することのできる権限を付与し⁽⁸²⁾、対反乱軍十字軍の下準備を進める。そして5日飛んで5月11日にもオットボヌスに対して、

⁽⁷²⁾ *registres*, no. 1587.

⁽⁷³⁾ イングランドにおける対反乱軍の十字軍については、櫻井「ウルバヌス（下）」97～98頁。

⁽⁷⁴⁾ オットボヌスについては、櫻井「ウルバヌス（下）」114～115頁。

⁽⁷⁵⁾ *registres*, no. 40 (= *Regesta*, no. 19123).

⁽⁷⁶⁾ *registres*, no. 56 (= *Regesta*, no. 19124).

⁽⁷⁷⁾ *registres*, no. 57.

⁽⁷⁸⁾ *registres*, no. 59.

⁽⁷⁹⁾ *registres*, no. 60.

⁽⁸⁰⁾ *registres*, no. 61.

⁽⁸¹⁾ *registres*, no. 62.

⁽⁸²⁾ *registres*, no. 58.

イングランド、スコットランド、ノルウェーの各王国、およびアイルランドやウェールズにおいて、シトー会、カルトゥジオ会、テンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会、ドイツ騎士修道会、聖クララ会を例外として、すべての教会の収益の 10 分の 1 を集めさせるように命じ⁽⁸³⁾、資金集めも本格始動した。

ただし、この間に聖地十字軍の準備が中断されたわけではなかった。5 月 5 日には、ルイ付きの司祭や教会人に対しては、聖地の援助のための教会の収益の 100 分の 1 を支払う義務からの免除特権を付与した⁽⁸⁴⁾。5 月 7 日にも、エギディウスに宛てて 2 通の文書を発した。1 通は聖地の援助のための職務の遂行者たちの移動に係る必要経費を宣誓代償金から支払うことが可能であることを通達するものであり⁽⁸⁵⁾、もう 1 通はサラセン人に鉄・武器・木材などを売却したがために、もしくはキリスト教徒に対峙するための助言や支援をサラセン人に与えたがために破門された者が、聖地の援助に自ら赴く、もしくは財産などを差し出す場合には、その破門を解くことのできる権限を付与するものである⁽⁸⁶⁾。そして、イングランドにおける十字軍の準備が一段落着いた後の 5 月 15 日にも、聖地の援助のための十字の言葉を説教するすべての説教者や十字の職務の遂行者たちに対しては、6 ヶ月に及んでその職務を遂行しているがゆえに、自ら聖地に赴く者と同等の贖罪価値を承認する⁽⁸⁷⁾。また同日、すべての大司教、司教、ドミニコ会士、フランチェスコ会士などの聖地の援助のための職務を遂行している者たちに対しては、十字軍士たちに承認された特権が順守されるようにするよう命ずる⁽⁸⁸⁾。日付けは記されていないものの、ルイに宛てて、かつて彼がエルサレム王国に残したジョフロワ・ド・セルジューヌにエギディウスがフランス王国領内で集めた金銭の 100 分の 1 を送るように命ずるもの⁽⁸⁹⁾、エギディウスに対してもフランス王国領内で集めた金銭の 100 分の 1 をジョフロワに送るように命ずるもの⁽⁹⁰⁾、これらのことをジョフロワに通知するもの⁽⁹¹⁾、といった一連の文書はこの頃に発せられたものであろう。

以上のようにしてあくまでも聖地十字軍を中心としつつもイングランドにおける十字軍の準備が進められている間、対マンフレディ戦に関する文書の数はずか 2 通に留まる。1 通は 4 月 28 日付けのシモヌス宛て文書であり、そこではシャルルのためにフィレンツェ商人から 40000 トゥール・リーブルを受け取ることになっているが、それを受領した後に

(83) *registres*, no. 69 (= *Regesta*, no. 19140).

(84) *registres*, no. 1592.

(85) *registres*, no. 1608.

(86) *registres*, no. 1609.

(87) *registres*, no. 1627.

(88) *registres*, no. 1628.

(89) *registres*, no. 812.

(90) *registres*, no. 813.

(91) *registres*, no. 814.

シエナ商人に90000リーブルを引き渡すように命ずるものであり⁽⁹²⁾、もう1通は4月29日付けのシモヌス宛て文書であり、そこではビンド・ガリガッリなどのフィレンツェやペルージャの商人たちに、シャルルのための金銭1000トゥール・リーブルをパリの聖ジェノヴェーズ教会で引き渡すように命ずるものである⁽⁹³⁾。このように、金銭の流れそのものは止められることはなかった。また、バルト十字軍に関するものも2通に留まる。1通は4月29日付けのものであり、そこではドイツ、デンマーク、スウェーデン、ボヘミア、ポーランド地域のフランチェスコ会管区長たちに対して、リヴォニア、クールラント、プロイセンの援助のための十字の言葉を説教するように命じ⁽⁹⁴⁾、もう1通は5月15日付けのものであり、そこではプロイセン内のポメラニアの聖マリア島司教に対して、ボヘミア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの各王国、および、フリジア、ポーランド、ポメラニア、ゴットランド地域、およびブレーメン司教管区において、リヴォニア、クールラント、プロイセンにおける信仰の職務のために十字を説教させるように命ずる⁽⁹⁵⁾。数こそ少なくしつつも、このようにバルト十字軍も継続されていた。

III. 騎士修道会批判への対応（1265年5月18日～6月8日）

日付けは記されていないが、上記のように4月29日のアルスール陥落の報を受けて次のような5通の文書が発せられたのはこの頃であると考えられる。1通は、教皇特使のエルサレム総大司教をはじめとするシリア地域のすべての聖職者、テンプル騎士修道会総長、聖ヨハネ修道会長、ドイツ騎士修道会総長、ジョフロワ・ド・セルジューヌや、その他の同地域のすべての高位者たちに宛てたものであり、そこではバイバルスによるカエサレア、巡礼山、カイファ、アルスールの陥落、およびアッコンの危機的状況に深い悲しみの意を伝えるとともに、フランス地域ではエギディウスが「聖戦（bellum sacrum）」の準備を進めていることを告げている⁽⁹⁶⁾。もう1通はルイに宛てて聖地の状況を伝えるとともに、その援助のために収益の100分の1を提供するように命ずるものであり⁽⁹⁷⁾、もう1通はエギディウスに宛ててルイに聖地の援助のために収益の100分の1を提供し、すぐさまフランス王国領内の十字軍士を出立させるよう奨励することを命ずるものである⁽⁹⁸⁾。もう1通はフランス王国領内のドミニコ会管区長たちおよびフランチェスコ会管区長たちに宛てて対バイバルスのための十字の説教を行うように命ずるものあり、同じことはデンマーク王国

⁽⁹²⁾ *registres*, no. 1460 (= *Regesta*, no. 19116).

⁽⁹³⁾ *registres*, no. 1461 (= *Regesta*, no. 19117).

⁽⁹⁴⁾ *registres*, no. 1579 (= *Regesta*, no. 19118).

⁽⁹⁵⁾ *registres*, no. 1629 (= *Regesta*, no. 19146).

⁽⁹⁶⁾ *registres*, no. 824 (= *Regesta*, no. 19169).

⁽⁹⁷⁾ *registres*, no. 825.

⁽⁹⁸⁾ *registres*, no. 826.

領内のドミニコ会管区長およびフランチェスコ会管区長たちにも命ぜられ、彼らには十字の職務のために枢機卿のルチーナの聖ロレンツォ教会称号司祭のグイドヌスが派遣されるので、彼の指示に従うように加えて命ぜられる⁽⁹⁹⁾。そしてもう1通は、ブランデンブルク辺境伯(ヨハン1世もしくはオットー3世)に対して、十字の印を受け取り遅延なく聖地への援助に向かうよう要請するものである⁽¹⁰⁰⁾。

聖地十字軍の準備は着々と進められたが、5月18日より暗雲が垂れ込め始める。エギディウスに対しては、山の向こう、すなわちガリア方面で聖地の援助のための支援をしていない者たちには1ヶ月以内に(金銭を)支払わせるようにさせ、支払わない場合には破門に処すように命ずる⁽¹⁰¹⁾。強引な取り立てとも言える背景に資金集めが円滑に進んでいなかったことがあったことを、この文書は如実に物語っている。

その一方で、同日、聖ヨハネ修道会長と同修道会士たちに対しては聖地の援助のための20分の1税や100分の1税の支払いの免除を承認し⁽¹⁰²⁾、同じことをテンプル騎士修道会総長と同修道会士たちにも認める⁽¹⁰³⁾。騎士修道会が十字軍に係る税から免除されることは慣例的なことであったが、ここで改めて文書の形で公にされるのにはそれなりの意味があると思われる。そして、5月23日に発せられた、聖ヨハネ修道会士たちに教皇インノケンティウス3世が1201年3月3日に承認した特権、すなわちアンティオキア総大司教やエルサレム総大司教とその属司教たちは修道会士たちに教会罰に関する判決を出すことはできないという特権を承認する文書⁽¹⁰⁴⁾が発せられて以降6月8日まで、騎士修道会がこれまでに獲得した特権を再承認する多くの文書が発給されることとなる⁽¹⁰⁵⁾。かつて承認さ

⁽⁹⁹⁾ *registres*, no. 827 (= *Regesta*, no. 19295).

⁽¹⁰⁰⁾ *registres*, no. 828.

⁽¹⁰¹⁾ *registres*, no. 1633.

⁽¹⁰²⁾ *registres*, no. 36.

⁽¹⁰³⁾ *registres*, no. 1632.

⁽¹⁰⁴⁾ *registres*, no. 1638.

⁽¹⁰⁵⁾ *registres*, no. 1638 (5月23日付けの聖ヨハネ修道会士たちに教皇グレゴリウス9世が1228年2月23日に与えた特権、すなわち10分の1税免除特権を承認する文書); *registres*, no. 1641 (5月25日付けの聖ヨハネ修道会士たちに教皇アレクサンデル3世が1180年8月26日に承認した特権、すなわちその財産の不可侵特権を承認する文書); *registres*, no. 1642 (5月25日付けの聖ヨハネ修道会士たちに教皇ウルバヌス3世が1186年もしくは1187年3月10日に承認した特権、すなわち教会罰が与えられることはないという特権を承認する文書); *registres*, no. 1643 (5月25日付けの聖ヨハネ修道会士たちに教皇アレクサンデル3世が1168年もしくは1169年もしくは1170年1月23日に与えた特権、すなわちすべての高位聖職者は彼らを破門に処したりすることのできないという特権を承認する文書); *registres*, no. 1645 (5月26日付けの聖ヨハネ修道会士たち宛てのかつての教皇クレメンス4世の勅書、すなわち教皇を含めたいかなる高位聖職者も同修道会の財産を侵害できないという勅書を再確認する文書); *registres*, no. 1646 (5月26日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1219年3月1日に教皇ホノリウス3世が承認した特権、すなわちすべての司祭区において同修道会士を教会裁判にかけることはできないという特権を承認する文書); *registres*, no. 1647 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1219年3月1日に教皇ホノリウス3世が与えた特権を承認する文書); *registres*, no. 1649 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1247年11月24日に教皇インノケンティウス4世が承認した特権、すなわち自由に裁判に訴えることのできる権利を承認する文書); *registres*, no. 1650 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1228年12月1日に教皇グレゴリウス9世が承認した特権、すなわち司教

れた特権が再承認されることは必ずしも珍しいことではないが、短期間に多くの文書が、とりわけ聖ヨハネ修道会のために発給されることには、やはり意味があるであろう。考えられるのは、聖ヨハネ修道会への批判が噴出したことに対するクレメンスの擁護である。繰り返すが、4月29日にアルスールが陥落したが、アルスール領は1261年にアルスール領主バリアン・ディブランが、防衛と防備強化を目指して聖ヨハネ修道会に売却（もしくは貸与）されていた⁽¹⁰⁶⁾。必然的にその責任は聖ヨハネ修道会に負わされることになるが、

に対する不入権を承認する文書); *registres*, no. 1651 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1184年もしくは1185年12月4日に教皇ルキウス3世が承認した特権、すなわち初代総長レーモンの時に認められ、教皇エウゲニウス3世によって承認された会則の承認を再承認する文書); *registres*, no. 1652 (5月27日付けのすべての高位聖職者に対して1166年5月15日などに承認された聖ヨハネ修道会の特権を再承認したことを通知する文書); *registres*, no. 1653 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会の修道会士たちに1227年6月25日に教皇グレゴリウス9世が承認した特権、すなわち教会を改築できる特権を承認する文書); *registres*, no. 1654 (5月27日付けのすべての高位聖職者たちに対して、1184年12月12日に教皇ルキウス3世が聖ヨハネ修道会に承認した不入権などの特権を再承認したことを通達する文書); *registres*, no. 1655 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会総長および修道会士たちに1227年8月21日に教皇グレゴリウス9世が承認した特権を承認する文書); *registres*, no. 1656 (5月27日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1184年11月29日などに教皇ルキウス3世によって承認された特権、すなわち施しを集める特権を承認する文書); *registres*, no. 1657 (5月27日付けのテンプル騎士修道会士たちに対してこれまでの特権を承認する文書); *registres*, no. 1658 (同じく5月27日付けのテンプル騎士修道会士たちに対してこれまでの特権を承認する文書); *registres*, no. 1659 (5月29日付けの高位聖職者たちに対して聖ヨハネ修道会士たちの持つ特権について通知する文書); *registres*, no. 1660 (5月29日付けのすべての高位聖職者たちに対して聖ヨハネ修道会の財産などを侵害する俗人には破門を、教会人には罷免を罰として与えるよう命ずる文書); *registres*, no. 1661 (5月29日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1171年7月19日に教皇アレクサンデル3世より承認された特権、すなわち同修道会士に暴行を働いた者は破門されることを承認する文書); *registres*, no. 1662 (5月29日付けのすべての高位聖職者たちに対して1171年7月19日に教皇アレクサンデル3世より承認されたテンプル騎士修道会の特権を侵害する者は破門に処すように命令する文書について通達する文書); *registres*, no. 1669 (= *Regesta*, no. 19165) (5月31日付けの聖ヨハネ修道会総長および修道会士たちにその特権の他者からの不可侵性を通知する文書); *registres*, no. 1670 (5月31日付けのすべての高位聖職者たちに対して聖ヨハネ修道会からその権利を奪わないように命ずる文書); *registres*, no. 1671 (5月31日付けのオーベルニュの聖ヨハネ修道会士たちに1232年6月3日に教皇グレゴリウス9世が承認した特権、すなわち20分の1税からの免除を承認する文書); *registres*, no. 1672 (5月31日付けのすべての高位聖職者たちに対して教皇ルキウス3世からテンプル騎士修道会に与えられた特権を再承認したことを通達する文書); *registres*, no. 1673 (6月1日付けの聖ヨハネ修道会士たちに対して1168年6月23日に教皇アレクサンデル3世に承認された特権などを再承認する文書); *registres*, no. 1680 (= *Regesta*, no. 19172) (6月2日付けのすべての高位聖職者たちに対してドイツ騎士修道会が貧者に説教することと施しを自由にもらえることを認めるように命ずる文書); *registres*, no. 1688 (6月8日付けのフランス王国領内のテンプル騎士修道会士たちに10分の1税からの免除を承認する文書); *registres*, no. 1689 (6月8日付けのすべての高位聖職者たちに対してテンプル騎士修道会士には破門や聖務停止令といった教会罰を科すことができないことを通達する文書); *registres*, no. 1690 (6月8日付けのすべての高位聖職者たちに対して聖ヨハネ修道会士には破門や聖務停止令といった教会罰を科すことができないことを通達する文書)。なお、日付けは付されていないが、すべての高位聖職者や教会人たちに対して、いかなる地であろうともドイツ騎士修道会の得る施しは不可侵であり、彼らを破門することはできず、いかなる困惑からも防衛し、10分の1税からも免除されることなどが順守されるように命ずる文書も、この頃に発せられたと考えられる。 *registres*, no. 1943.

⁽¹⁰⁶⁾ 詳細については、Israel, R., "Medieval Apollonia-Arsuf: A Fortified Coastal Town in the Levant of the Early Muslim and Crusader Periods", Balard, M. (éd.), *Autour de la Première Croisade: Actes du Colloque de la Society for the Study of the Crusades and the Latin East (Clermont-Ferrand, 22-25 juin 1995)*, Paris, 1996, pp. 595-606, などを参照。

それが聖地十字軍推進の妨げになることを回避するために、クレメンスは多量の特権承認証書を発給したと考えられる。

騎士修道会を擁護しつつも、クレメンスは聖地十字軍の準備を進めた。5月31日には、すでにウルバヌス4世の下で十字軍宣誓を行っていたヴァンドーム伯ブシャル5世に対して⁽¹⁰⁷⁾、ル・マン市およびル・マン司教管内で聖地の援助のために集められた2年分の収益を彼が受領できることを承認し⁽¹⁰⁸⁾、ル・マン司教に対しても、ブシャルがル・マン司教管内の2年分の聖地の援助のための収益を受領できることを通達する⁽¹⁰⁹⁾。その上で、6月2日にはエギディウスに対して、山の向こう（ガリア方面）で十字の印を受け取った者たちについて期日までに出立させるように命じた上で、期日まで出立しない者は破門されることを通知するとともに⁽¹¹⁰⁾、十字を受け取った者たちを代償金の支払いに導くことはないように命ずることで⁽¹¹¹⁾、人力の維持に努めた。そして翌6月3日にも、聖地の援助のために十字の説教をしている説教師たち、および同じ十字の職務の遂行者たちのすべてに対して、6ヶ月間その職務を遂行すれば自身で聖地に赴くものと同等の贖罪が認められることを通知して⁽¹¹²⁾、さらなる人材の確保にも努めた。

準備を進めながらも決定的な進展が見られない聖地十字軍とは対照的に、非聖地十字軍には進展の兆しが現れた。まず対マンフレディ十字軍に関しては、5月19日、シモヌスに対して、シチリア王国の職務のための10分の1税を全力で急ぎ集めるように要請する⁽¹¹³⁾。というのも、恐らくは翌5月20日に発せられた文書で、教皇特使のスポレート公国およびアンコーナ地域のレクトールである聖マルティニ教会称号司祭のシモヌス枢機卿に対して、目下シャルルが大軍を率いて進軍しており、イタリアを通過しようとしているので、支援をするように命じていることから分かるように⁽¹¹⁴⁾、シャルルが進軍を開始したからであった。そして6月2日、かつてウルバヌス4世が聖地十字軍の中心に据えようとしていたポワトゥー兼トゥールーズ伯アルフォンスに対して⁽¹¹⁵⁾、家臣であるドファン領主バッラルの（聖地に対する）十字の誓約を「転換し（*muto*）」て、シチリアへと送るよう要請する⁽¹¹⁶⁾。翌6月3日には、教皇特使の聖チチェリア修道院称号修道院長シモヌス枢機卿に対して、ローマにやって来たシャルルに金銭と馬を送るよう命じた上で、さらなる金銭の収集を要請するとともに⁽¹¹⁷⁾、ファッチョ・ユンクタなどのシエナの商人に、シャ

⁽¹⁰⁷⁾ ブシャルについては、櫻井「ウルバヌス（下）」109～110頁。

⁽¹⁰⁸⁾ *registres*, no. 80.

⁽¹⁰⁹⁾ *registres*, no. 81.

⁽¹¹⁰⁾ *registres*, no. 1675.

⁽¹¹¹⁾ *registres*, no. 1676.

⁽¹¹²⁾ *registres*, no. 1683.

⁽¹¹³⁾ *registres*, no. 1461 (= *Regesta*, no. 19149).

⁽¹¹⁴⁾ *registres*, no. 888 (= *Regesta*, no. 19152).

⁽¹¹⁵⁾ アルフォンスについては、櫻井「ウルバヌス（下）」116～118頁。

⁽¹¹⁶⁾ *registres*, no. 1677.

⁽¹¹⁷⁾ *registres*, no. 1463 (= *Regesta*, no. 19177).

ルルが借用した20000トゥール・リーブルを、来る聖ミカエルの祝日までに教会収益の10分の1から支払うように命ずる⁽¹¹⁸⁾。このように、シャルルの行動開始が対マンフレディ十字軍を急遽進展させることとなった。

また、バルト十字軍に関しては、5月30日に全キリスト教信徒に向けて、クロニア、リヴォニア、プロイセンの援助のために十字の印を受けた者たちには、3年間、都市や司教管区の外にその財産を携帯して持ち出すことを承認することが公示される⁽¹¹⁹⁾。翌5月31日にも、聖地の援助のために説教を行っているフランチェスコ会士たちにリヴォニア、クールラント、プロイセンの援助のためになされた十字の宣誓や宣誓代償金を、聖地の援助のためになされた宣誓には用いないように命じ⁽¹²⁰⁾、バルト十字軍のための財源が聖地十字軍に転用されないよう措置が講じられた。同日にはドイツ騎士修道会総長および修道会士たちに対して、異教徒の手中にある地を獲得した場合、そこにキリスト教信仰が根付くまではそのすべては教皇庁の管理下と保護下に置かれることを通知する⁽¹²¹⁾。そして、6月2日、プロイセン地域のドイツ騎士修道会管区長および修道会士たちに対して、リヴォニアの援助のための十字軍士たちを彼らの判断で創出できる権限、すなわちいわゆる永続的十字軍特権⁽¹²²⁾が付与されるに至るのである⁽¹²³⁾。

最後に、1通のみではあるがイベリア半島に関するものがある。5月23日付けのタラゴナ大司教およびバレンシア司教に宛てたものであり、そこではアラゴン王国、バレンシア王国、マヨルカ王国、タラゴナ大司教管区において、スペインやアフリカのサラセン人に対する十字を説教するように委託する⁽¹²⁴⁾。

このようにして、クレメンスの十字軍政策は多局面での展開を主軸にしていくこととなる。

IV. 多局面的展開（1265年6月12日～7月6日）

6月12日、クレメンスは2通の文書を発する。1通はコゼンツァ大司教とアヴィニヨン司教に対して、教会、シャルル、ローマの元老院に対峙する者を捕らえて投獄する権限を承認するものであり⁽¹²⁵⁾、もう1通はデンマーク王国、スウェーデン王国、ブレーメン大司教管区、マグデブルク司教管区、グニェズノ司教管区に派遣した教皇特使の聖ラウレンティ・イン・ルチーナ修道院の称号修道院長グイードヌス枢機卿に対して、リトアニアお

⁽¹¹⁸⁾ *registres*, no. 1464 (= *Regesta*, no. 19178).

⁽¹¹⁹⁾ *registres*, no. 1663 (= *Regesta*, no. 19163).

⁽¹²⁰⁾ *registres*, no. 1666 (= *Regesta*, no. 19164).

⁽¹²¹⁾ *registres*, no. 1668 (= *Regesta*, no. 19166).

⁽¹²²⁾ 永続的十字軍特権については、櫻井『十字軍国家』筑摩書房、2023年、31～32頁、を参照。

⁽¹²³⁾ *registres*, no. 1681 (= *Regesta*, no. 19173).

⁽¹²⁴⁾ *registres*, no. 112 (= *Regesta*, no. 19156).

⁽¹²⁵⁾ *registres*, no. 939 (= *Regesta*, no. 19267).

よびリヴォニアの異教徒に対する十字の援助を遂行するように命ずるものである⁽¹²⁶⁾。4日後の6月16日にはセビーリャ大司教に対して、敵の攻撃が激化しているため、カステーリャ兼レオン国王アルフォンソに王国領内の全教会（シトー会、カルトゥジオ会、聖クララ会を除く）の収益の100分の1を割り当てる予定であったが、それを10分の1まで引き上げるように通達する⁽¹²⁷⁾。そして、翌6月17日、エギディウスにはこれまでの十字の職務の遂行を讃えた上で、引き続きそれを行うよう要請し⁽¹²⁸⁾、ナバラ国王テオバルド2世（シャンパーニュ伯ティボー5世）には近い将来の「進軍（passagium）」のためにフランス王国領内で多くの十字の誓約者を生み出しているエギディウスを支援するように要請し⁽¹²⁹⁾、オーシュ大司教にもエギディウスを支援するように要請する⁽¹³⁰⁾。このように、クレメンスは様々な十字軍を同時並行的に進展させようと試みていくこととなる。

6月21日には十二使徒教会司祭アニバルドゥス枢機卿、聖アンジェロ修道院長リッカルドゥス枢機卿、カルチェレの聖ニコロ修道院長ヨハネス枢機卿、コスメディンの聖マリア修道院長ヤコブス枢機卿たちに、シチリア王国の職務のために、アンジューおよびプロヴァンス伯領内で資金集めなどを推進するように命ずるとともに⁽¹³¹⁾、聖アンジェロ教会助祭のリッカルドゥス枢機卿に対しては、聖地およびスペインの危機のうわさが大きくなっているため、そのための集金を再開するように命ずる⁽¹³²⁾。

さらに翌6月22日には、ドミニコ会士ヨハネス・マルティヌスにはスペインの諸王国、ジェノヴァおよびピサのムーネやそれらの大司教管区内においてサラセン人の対する十字の説教をなすように委託し⁽¹³³⁾、コゼンツァ大司教に対しては、マンフレディを支持していたために破門されたローマ市民のジョヴァンニ・アニバルディやリッカルド・アリカルティを、ローマ教会への回帰を誓約したので破門から解除するように命じ⁽¹³⁴⁾、アレツォ司教に対しては、マンフレディの代理人であるグイード・ノヴェッリに、マンフレディやその追隨者に対峙するシエナのゲルフィーニやローマ教会の忠臣に回帰するように勧めるよう命ずる⁽¹³⁵⁾。聖ヨハネ修道会士たちには1200年4月20日に教皇インノケンティウス3世が与えた、同修道会士は破門されえないという特権を承認することで⁽¹³⁶⁾、すべて

⁽¹²⁶⁾ *registres*, no. 1696 (= *Regesta*, no. 19194).

⁽¹²⁷⁾ *registres*, no. 126.

⁽¹²⁸⁾ *registres*, no. 1707.

⁽¹²⁹⁾ *registres*, no. 1708.

⁽¹³⁰⁾ *registres*, no. 1709. なお、前日の6月16日には、教皇庁の書記および使節のアルベルトゥス・デ・パルマ師に、マインツ大司教管区内のザールフェルトのフランチェスコ会士ベルナルドゥスの面前で聖地のための遺産金、4と2分の1金マルクを不当に持ち去ったシュヴァルツブルク（兼ブランケンブルク）伯ギユンター7世に対して賠償させるように命じている。*registres*, no. 741 (= *Regesta*, no. 19211).

⁽¹³¹⁾ *registres*, no. 1713 (= *Regesta*, no. 19217).

⁽¹³²⁾ *registres*, no. 895 (= *Regesta*, no. 19218).

⁽¹³³⁾ *registres*, no. 89 (= *Regesta*, no. 19220).

⁽¹³⁴⁾ *registres*, no. 227.

⁽¹³⁵⁾ *registres*, no. 1732.

⁽¹³⁶⁾ *registres*, no. 1716.

の高貴聖職者たちに対してドイツ騎士修道会士たちには破門や聖務停止令などの教会罰を与えられないことを通達することで⁽¹³⁷⁾、再度騎士修道会を擁護する⁽¹³⁸⁾。エギディウスに対しても、7通の文書でその権限を強化した⁽¹³⁹⁾。そして、すべてのキリスト教徒に対しては、エルサレムの聖ヨハネ教会を訪れたものに贖罪価値を承認することが公示された⁽¹⁴⁰⁾。

6月23日には再びイベリア半島に目を向け、セビーリヤ大司教にカスティーリヤ、レオン、ポルトガル王国領内の10分の1税を徴収し、カスティーリヤ国王アルフォンソ10世に引き渡すように、ただしその3分の1は教会の修繕費に宛てるように、ポルトガル王国に関しては、もし同国王がサラセン人に対する戦いに身を投じる、もしくはカスティーリヤ国王の職務に自身が参加する場合は、同王国領からは10分の1税を徴収しないように命ずる⁽¹⁴¹⁾。

以上のような聖地十字軍・対マンフレディ十字軍・イベリア半島における十字軍・バルト十字軍に、6月25日にはもう一つの十字軍が加わることとなる。エステルゴム大司教およびカロチャ大司教に対して、ハンガリー、ボヘミア、ポーランド、ステイリア（シュタイアーマルク）、オーストリア、カリンティア、ブランデンブルク辺境伯領において、モンゴル人に対する十字の言葉を説教するように、ただしドイツ騎士修道会の援助にある者には説教しないように命じているのである⁽¹⁴²⁾。さらに、6月28日にオリヴェリオ・デルミニスに宛てて聖地に赴く決意を表明したことを称賛したことを挟んで⁽¹⁴³⁾、7月2日

⁽¹³⁷⁾ *registres*, no. 1717 (= *Regesta*, no. 19221).

⁽¹³⁸⁾ 6月24日にもすべての高位聖職者に対して、ドイツ騎士修道会はその所領で自由に施しを受けることができることが通達され (*registres*, no. 1735 (= *Regesta*, no. 19231))、6月27日には聖ヨハネ修道会に1265年5月31日に承認された特権の更新が通知され (*registres*, no. 1738)、7月2日にも聖ヨハネ修道会に1256年7月11日に教皇アレクサンデル4世より与えられた特権、すなわち、枢機卿を除くいかなる教皇特使もその財産を管理下に置けない特権 (*registres*, no. 1745)、および1186年もしくは1187年の3月10日に教皇ウルバヌス3世より与えられた特権が承認され (*registres*, no. 1746)、7月4日にも聖ヨハネ修道会に1247年11月24日に教皇インノケンティウス4世より与えられた特権、すなわち裁判権を有することが承認される (*registres*, no. 1747)。

⁽¹³⁹⁾ *registres*, no. 1724 (その聖地への援助の職務が続く限り、海の方こう(十字軍国家)の聖職者で司教領を持たない者から、たとえその者がシモニアなどの罪で一時的に破門か罷免されていても、その職務の補佐のために配置できる権限); *registres*, no. 1725 (その聖地への援助の職務が続く限り、修道女と交わった廉で有罪とされた教会人や俗人を破門から解放できる権限); *registres*, no. 1726 (フランス王国領内の不正の出自(庶子)である教会人の内で十字の誓約をなすか自身の財産を援助のために差し出した50人を、その職務を推進するために配備できる権限); *registres*, no. 1727 (フランス王国領内の教会人や俗人で、教会の自由を侵害したがために破門されたが損害賠償をなした上で、自身で聖地に赴くか適切な戦士をそこに送り出す者を破門から解放できる権限); *registres*, no. 1728 (徴利や強奪などの悪しき手段で財をなした者の内で、公に正しい信仰への回帰を表明した上で、その財を聖地の援助に転換することを望む者を破門から解放できる権限); *registres*, no. 1729 (教会人に暴行を加えたがために破門されたが、聖地の援助をなすことを表明した者について、その暴行が過度なものでない限りにおいては破門から解放できる権限); *registres*, no. 1730 (教皇庁や十字軍士への支援金から金銭を横領したがために破門された者について、損害賠償をなせば破門を解除できる権限)。

⁽¹⁴⁰⁾ *registres*, no. 1715.

⁽¹⁴¹⁾ *registres*, no. 896 (= *Regesta*, no. 19228).

⁽¹⁴²⁾ *registres*, no. 113 (= *Regesta*, no. 19232).

⁽¹⁴³⁾ *registres*, no. 898 (= *Regesta*, no. 19237).

にはオットボヌスに対して、その職務の援助のためにイングランド王国領内のすべての教会（シトー会などは除く）の収益の 10 分の 1 を徴収するように命ずることで、イングランドにおける対反乱軍の十字軍も再開されることとなる⁽¹⁴⁴⁾。

このように、最低 6 つの局面における十字軍をクレメンスは舵取りせざるをえなかった。

V. 対マンフレディー十字軍への専念（1265 年 7 月 6 日～7 月 27 日）

7 月 6 日、タラゴナ司教とバレンシア司教に対して、タラゴナ司教管区はカステイーリヤ国王アルフォンソの領内にあるので、誰も教会収益の 10 分の 1 をアラゴン国王ハイメ 1 世には引き渡さないよう命ずる⁽¹⁴⁵⁾。当然のことながら、ハイメが息子（後のペドロ 3 世）の婚姻を通じてマンフレディーと結びついていたからであるが、この文書を皮切りにクレメンスの政策は対マンフレディー重視に傾斜していくこととなる。

同日にはシモヌスに対して、ボナベントゥーラ・ベルナルディーニなどのシエナの商人に、シャルルが借用した 9000 トゥール・リーブルを、教会収益の 10 分の 1 から支払うように命ずるとともに、10 分の 1 税のさらなる徴収を要請する⁽¹⁴⁶⁾。翌 7 月 7 日にもシモヌスに宛てて、シャルルによるシチリアの職務が遂行されていることを伝えた上で、10 分の 1 税の徴収とそこから彼の借金の返済を再度要請する⁽¹⁴⁷⁾。また、ヴェローナ司教被選出者に対しては、ヴィチェンツァ教会助祭長をハイメに使節として派遣したこと、ヴェローナ教会がマンフレディーから解放されたことを伝えた上で、シチリア王国領、アプーリア公領、カプア侯領やその他の地に進軍しないようにハイメとの和平交渉を進めるように命じ、ハイメを牽制しようとした⁽¹⁴⁸⁾。7 月 9 日にはフィレンツェの商人のリッコ・ボナグイードなどに宛てて、サンス教会助祭長で教皇庁財務官のペトルスがローマ教会の職務のために借用した 4000 トゥール・リーブルを返済することを伝え⁽¹⁴⁹⁾、翌 7 月 10 日にはシモヌスに対して、ローマ市民で商人のロタリオ・ボナスケや、フィレンツェ商人のリッコ・ボナグイードなどに、ペトルスが借用した 4000 トゥール・リーブルを支払うように命ずる⁽¹⁵⁰⁾。

このように金策を行いつつ、マルケ・アンコーナのすべてのドミニコ会管区長やフランチェスコ会管区長には、その悪行が凄まじくなっているマンフレディーに対する十字の説教を行うように命ずる⁽¹⁵¹⁾。翌 7 月 11 日にはシャルルに宛てて、困難を乗り越えるように

⁽¹⁴⁴⁾ *registres*, no. 121.

⁽¹⁴⁵⁾ *registres*, no. 128.

⁽¹⁴⁶⁾ *registres*, no. 1465 (= *Regesta*, no. 19246).

⁽¹⁴⁷⁾ *registres*, no. 1466 (= *Regesta*, no. 19248).

⁽¹⁴⁸⁾ *registres*, no. 902 (= *Regesta*, no. 19247).

⁽¹⁴⁹⁾ *registres*, no. 1467 (= *Regesta*, no. 19250).

⁽¹⁵⁰⁾ *registres*, no. 1468 (= *Regesta*, no. 19251).

⁽¹⁵¹⁾ *registres*, no. 1751 (= *Regesta*, no. 19252).

鼓舞するとともに、ルイやフランス王国領内の貴族たちが彼に支援を送ることを告げ、シチリア王国の職務に損害をもたらすことになるので、シャルル自身は聖地の職務のために何もなさないように要請する⁽¹⁵²⁾。ポルチコの聖マリア教会助祭のマテウス枢機卿に対しては、マンフレディ側についたがために破門されていたピエトロ・デ・ヴィーコが、（ローマ教会に回帰したので）破門から解除されたことを通達する⁽¹⁵³⁾。そして7月13日、シャルルに対して、ティヴォリ市に滞在しているマンフレディを攻撃するよう指令を下す⁽¹⁵⁴⁾。それと同時に、ランス大司教管区の諸教会の助祭や聖堂参事会長たちに宛てては、聖地の援助のために教会の収益の100分の1、およびシャルルのために10分の1を使節に引き渡すように通達する⁽¹⁵⁵⁾。このように金銭面でも対マンフレディ戦のほうが優先されたが、7月15日にはルイのバイイより不当な圧力を受けているナルボンヌ大司教およびその属司教たちや、同大司教管内の高位聖職者たちに対して、国王に訴えた上で、聖地の援助に向けられるべき100分の1税を支払うように命ずる一方で⁽¹⁵⁶⁾、ルイに対しては対マンフレディのためにシャルルを金銭的に援助するように要請するとともに、その金銭を10分の1税より「借用（*mutuum*）」することを承認するのである⁽¹⁵⁷⁾。さらに、7月18日にはルイに対して、マンフレディによって教会は混乱させられており、シャルルは金銭も馬も欠乏している状況にあるので、その財産の10分の1を提供するようにまで要請しているのである⁽¹⁵⁸⁾。

シャルルの進軍を支えるための金銭をかき集めつつ、同日、ローマにいる枢機卿たちに対しては、進軍しつつあるシャルルを支援するように要請する⁽¹⁵⁹⁾。タラゴナ大司教とバレンシア司教に対しては、アラゴン王国、バレンシア王国、マヨルカ王国、タラゴナ大司教管内、およびハイメの所領内の全教会の収益（ここでは、テンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会、ドイツ騎士修道会、シトー会、カルトゥジオ会、聖クララ会も例外とはなっていない）の10分の1を3年分徴収し、カスティーリャ兼レオン国王アルフォンソ10世に引き渡すように命ずる⁽¹⁶⁰⁾。このように、イベリア半島においては対ムワッヒド朝戦と対マンフレディ戦への一挙両得的な政策を展開できた。その一方で、翌7月19日、オットボヌスに対して、もし反乱の首謀者であるシモン・ド・モンフォールとその親族すべてがイングランド王国から駆逐されるのでなければ、同王国領内においていかなる偽りの和平も承認しないように命ずるとともに、マンフレディとサラセン人の軍勢がチェッレート

⁽¹⁵²⁾ *registres*, no. 903 (= *Regesta*, no. 19253).

⁽¹⁵³⁾ *registres*, no. 904 (= *Regesta*, no. 19254).

⁽¹⁵⁴⁾ *registres*, no. 947 (= *Regesta*, no. 19265).

⁽¹⁵⁵⁾ *registres*, no. 906 (= *Regesta*, no. 19263).

⁽¹⁵⁶⁾ *registres*, no. 829.

⁽¹⁵⁷⁾ *registres*, no. 831 (= *Regesta*, no. 19276).

⁽¹⁵⁸⁾ *registres*, no. 914 (= *Regesta*, no. 19276).

⁽¹⁵⁹⁾ *registres*, no. 913 (= *Regesta*, no. 19275).

⁽¹⁶⁰⁾ *registres*, no. 134.

まで迫ってきている状況でローマも危機的状況にあることを伝えており⁽¹⁶¹⁾、ここからはイングランドにおける十字軍に金銭援助を行うのが困難であることや、反乱軍とマンフレディが提携することに対する危惧などを読み取ることができよう。

7月23日にもシモヌスに対して、シエナ商人のトマーゾ・スピラーティなどにプロヴァンス伯（シャルル）の管理官ディオニシオ・ド・エッサルティなどが借用した320トゥール・リーブルを教会収益の10分の1から支払うように命じているが⁽¹⁶²⁾、この前後における聖地十字軍に関する政策は実のないものとならざるをえなくなった。騎士修道会への擁護を中心としつつ⁽¹⁶³⁾、7月25日にはエルサレム総大司教、エルサレム王国領内の高位聖職者、騎士修道会士たち、ジョフロワ・ド・セルジューヌや貴族たちに宛てて、カエサレアやアルスール陥落後に多くのキリスト教徒が命を落としているが、ルイやブランデンブルク辺境伯オットーが援軍に駆けつけることを約束し⁽¹⁶⁴⁾、翌7月26日には（キリキアの）アルメニア国王ヘトゥム1世に宛てて、カエサレアおよびアルスールをエジプトのスルタンに奪われた聖ヨハネ修道会に助言と援助を行うように要請するに止まる⁽¹⁶⁵⁾。唯一の具体的な成果は、7月27日、十字の印を受け取ったラングル司教に対して、軍勢を率いて聖地の援助に行くために不在となるその司教管区内の収益の3年分を受領できることを承認したことのみであった⁽¹⁶⁶⁾。

VI. 資金難（1265年7月30日～9月15日）

7月30日、恐らくは聖地に向かうことを誓約していたモンフェッラート辺境伯グリエルモ7世に対して、スペイン、コンスタンティノープル、聖地、プロイセン、リヴォニアや教皇領の問題に費用がかかるため、要求された支援（資金）を差し出すことはできないことを通知する⁽¹⁶⁷⁾。さらに8月1日にはシャルルに対しても、イングランドでの反乱、ドイツでの不服従、フランスでの不満、スペインではそれ自身の活動のためであってもまだ不十分であること、イタリアでの欺き（恐らくは、資金がマンフレディに流れているこ

⁽¹⁶¹⁾ *registres*, no. 915 (= *Regesta*, no. 19278).

⁽¹⁶²⁾ *registres*, no. 1469 (= *Regesta*, no. 19283).

⁽¹⁶³⁾ *registres*, no. 1758 (= *Regesta*, no. 19279) (7月20日付けのすべての高位聖職者に対して聖ヨハネ修道会士は破門や聖務停止令の教会罰を受けない特権を持つことを通知する文書); *registres*, no. 1759 (7月20日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1198年3月9日に教皇インノケンティウス3世の承認した特権、すなわち在俗聖職者に宣誓をしなくてもよい特権を承認する文書); *registres*, no. 1761 (7月21日付けのすべての高位聖職者に対してテンプル騎士修道会の権利を侵害して煩わせないように命ずる文書); *registres*, no. 1764 (7月25日付けのすべての高位聖職者に対してテンプル騎士修道会と同様に聖ヨハネ修道会の特権を侵害して煩わせないように命ずる文書)。

⁽¹⁶⁴⁾ *registres*, no. 918.

⁽¹⁶⁵⁾ *registres*, no. 919 (= *Regesta*, no. 19288).

⁽¹⁶⁶⁾ *registres*, no. 136.

⁽¹⁶⁷⁾ *registres*, no. 920 (= *Regesta*, no. 19290).

と）ゆえに、資金援助が難しいこと、ただし、シモヌスの活動によりフランスの一部地域からの資金援助がなされる見込みであることを通知する⁽¹⁶⁸⁾。このように、資金枯渇の状態に陥ったクレメンヌには、さらに難しい舵取りが必要とされたであろう。では、その後の展開を追ってみよう。

同8月1日、コゼンツァ大司教には、マンフレーディを支援したがために破門されている者について、彼が教会への回帰を望むのであれば、さらにシャルルの支援に回るのであれば、破門から解く権限を付与して人材の確保に勤しむ⁽¹⁶⁹⁾。8月3日にはローマにいる枢機卿たちに対して、期日までにシチリア王国の援助のための10分の1税、総額10万プロヴァンス・リーブルを収集できるようにするための助言を提示するように要請し、財源の確保にも勤しむ⁽¹⁷⁰⁾。8月4日にはシモヌスに対して、フィレンツェ市民で商人のアルベルティーノ・ロータなどにサンス教会助祭長で教皇庁財務官のペトルスがシャルルのために借用した3000トゥール・リーブルを支払うように命じ⁽¹⁷¹⁾、翌8月5日にもシモヌスに対して、トスカーナ地域はマンフレーディ勢力のために通行困難であるので、ジェノヴァを経由するよう注意を与えた上で、ルイの助言に従って（シチリア王国の）戦士のために10分の1税を送金するように命ずる⁽¹⁷²⁾。

この段階で資金に関するある程度の見通しが立ったのであろう、8月6日にはアレツォ司教に対して、シャルルが彼を受け入れるであろうことを伝えた上で、好機を逸さないように（シャルルと合流するように）鼓舞し⁽¹⁷³⁾、8月9日にはシトー会系聖パストレー修道院長Pに対して、教皇庁に誓約をなしたフィリッポ・デ・マレリオの破門を解き、彼にマンフレーディおよびルチェッラのサラセン人に対する十字の印を与えるように命じ⁽¹⁷⁴⁾、8月11日にはシャルルに対して、リエーティの陪審マルティーノを（指揮官として？）推薦する⁽¹⁷⁵⁾。そして、興味深いのは8月19日の文書である。それは、ティール領主フィリップ・ド・モンフォールに宛てて、その身柄のシャルルの下での庇護を約束するものであるが⁽¹⁷⁶⁾、危機的状況にある十字軍国家からも人材を、しかもエルサレム王国の舵取り役の一人をシチリア問題に誘引しようとするクレメンヌの意図も、そこから読み取ることができるからである。

しかし、資金の問題も含めて、対マンフレーディ十字軍は順調には進まなかった。8月20日にはシャルルに対して、シモヌスからの金銭が手元に届かないことを理由に撤退し

⁽¹⁶⁸⁾ *registres*, no. 923 (= *Regesta*, no. 19226).

⁽¹⁶⁹⁾ *registres*, no. 924 (= *Regesta*, no. 19227).

⁽¹⁷⁰⁾ *registres*, no. 925 (= *Regesta*, no. 19228).

⁽¹⁷¹⁾ *registres*, no. 1470 (= *Regesta*, no. 19301).

⁽¹⁷²⁾ *registres*, no. 926 (= *Regesta*, no. 19302).

⁽¹⁷³⁾ *registres*, no. 927 (= *Regesta*, no. 19305).

⁽¹⁷⁴⁾ *registres*, no. 942 (= *Regesta*, no. 19260).

⁽¹⁷⁵⁾ *registres*, no. 948 (= *Regesta*, no. 19306).

⁽¹⁷⁶⁾ *registres*, no. 979 (= *Regesta*, no. 19315).

ないよう強く要請する⁽¹⁷⁷⁾。日付けは付されていないが、聖チチェリア修道院称号修道院長シモヌスと同様にガリア方面に教皇特使として派遣されていた聖マルティーノ教会称号司祭のシモヌス枢機卿に対して、彼には支援（金）を送ることができないことを通知したのもこの頃のことであろう⁽¹⁷⁸⁾。シャルルの離脱を防ぐためであろう、8月20日には彼にシチリア王国の所有権を改めて付与し⁽¹⁷⁹⁾、8月23日にはルイに対して、シャルルに資金提供するように改めて要請する⁽¹⁸⁰⁾。また、同日には聖チチェリア修道院称号修道院長のシモヌスに宛てて、自身と教会の苦境を伝えた上で、シャルルからまだ何の返答もないことを告げる。そして、リエージュおよびヴェルダン司教管区と、カンブレーおよびトゥールネ司教管区の10分の1税をシャルルに与えるように命ずる。加えて、マンフレディがカーシアを占拠したことを伝えた上で、極力早くに金銭をイタリアに送金するように要請する⁽¹⁸¹⁾。また、イングランドにおいて対反乱軍十字軍に関する職務を担っていたオットボヌスに対しては、教皇自身辛うじてアッシジを経由してペルージャに逃れたこと、マンフレディがチェッラまでやって来ており、ティヴォリ、アマトリーチェ、カーシアを占領し、ヴィコヴァーロにまで軍を派遣したことなどの危機的な現状を伝える⁽¹⁸²⁾。

このような危機的状況の中で、クレメンスはしばらく文書を発する余裕を失ったようであるが、8月29日より、すでにお馴染みとなった騎士修道会への擁護についての文書から活動を再開する⁽¹⁸³⁾。そして、9月2日にはバルセローナ司教に対して、スペインのサラセン人に対峙するハイメに従軍するために不在となる1年間分の教会の収益・聖職禄などを受領できることを承認する⁽¹⁸⁴⁾。ただし、そのハイメの活躍はむしろ別の所にあったよう

⁽¹⁷⁷⁾ *registres*, no. 935 (= *Regesta*, no. 19316).

⁽¹⁷⁸⁾ *registres*, no. 951 (= *Regesta*, no. 19309).

⁽¹⁷⁹⁾ *registres*, no. 944 (= *Regesta*, no. 19318).

⁽¹⁸⁰⁾ *registres*, no. 937 (= *Regesta*, no. 19321).

⁽¹⁸¹⁾ *registres*, no. 938 (= *Regesta*, no. 19322).

⁽¹⁸²⁾ *registres*, no. 945 (= *Regesta*, no. 19324).

⁽¹⁸³⁾ *registres*, no. 1778 (フランス王国領内のテンプル騎士修道会総長および修道会士たちに対して、枢機卿を除き、いかなる教皇特使もその財産を要求できない特権を承認)。その他の日に発せられたものは、以下のとおり。*registres*, no. 1781 (9月1日付けの聖ヨハネ修道会士たちに1227年8月21日に教皇グレゴリウス9世より与えられた特権、すなわち教皇特使による権利の侵害がないようにすることを承認する文書); *registres*, no. 1782 (9月1日付けのテンプル騎士修道会総長と修道会士たちに教皇アレクサンデル4世とウルバヌス4世が認めた特権、すなわち教皇特使による特権の侵害がないようにすることを承認する文書); *registres*, no. 1784 (9月4日付けのテンプル騎士修道会総長と修道会士たちに教皇ウルバヌス4世が承認した特権、すなわち独自に金銭を集めることのできる権限を承認する文書); *registres*, no. 1785 (9月4日付けの聖ヨハネ修道会総長と修道会士たちに対して、教皇ウルバヌス4世が承認した特権、すなわち独自に金銭を集めることのできる権限を承認する文書); *registres*, no. 1786 (9月4日付けのすべての高位聖職者に資金を集めてエルサレムに自由に送金せきするというテンプル騎士修道会の特権を侵害ないように命ずる文書); *registres*, no. 1787 (9月4日付けのテンプル騎士修道会総長と修道会士たちがいかなる高位聖職者もその権利を侵害できないことを通知する文書); *registres*, no. 1788 (9月4日付けの聖ヨハネ修道会総長と修道会士たちがいかなる高位聖職者もその権利を侵害できないことを通知する文書); *registres*, no. 1789 (9月5日付けの聖ヨハネ修道会士たちにすでに獲得した諸特権を更新することを通知する文書)。

⁽¹⁸⁴⁾ *registres*, no. 147.

である。というのも、9月4日、ハイメには、ヴェローナ司教に選出されたマンフレドゥスを、マンフレディから解放したことに対して謝辞が送られているからである⁽¹⁸⁵⁾。一時的にはあれ、ハイメを味方に引き入れることに成功した、少なくとも自身はそのように考えたクレメンスは、再び積極的に対マンフレディ戦の準備を進めていくこととなる。

同9月4日、教皇庁付き副助祭にして司祭のクラウディウス師および教皇庁財務官のB・デ・セクレートに対して、ローマ教会の名の下に100000トゥール・リーブルを上限としてローマの商人たちから借用するように命令を発する⁽¹⁸⁶⁾。9月5日にはトスカーナの教皇領のレクターにして教皇特使であるポルチコの聖マリア教会助祭マテウス枢機卿に対して、資金援助・軍事支援などがままならないこと、およびシャルルの軍勢がまだ到着していないことを詫びつつ⁽¹⁸⁷⁾、シャルルに極力多くの馬を提供するためであろう、9月8日には聖ヨハネ修道会およびテンプル騎士修道会のプロヴァンス管区長と修道会士たちに対して、動物（馬）を他の地域に移動させることを禁ずる⁽¹⁸⁸⁾。9月11日にはエギディウスに宛てて聖地の現状とそこへの支援状況を伝えて安堵感を与えるものの⁽¹⁸⁹⁾、9月13日にはポワトゥー伯アルフォンスに対して、彼が聖地十字軍のために受け取った10分の1税から、弟シャルルに金銭の支援をするように要請する⁽¹⁹⁰⁾。このように聖地十字軍のための財源がシチリア問題に注ぎ込まれる一方で、上記のように反乱軍とマンフレディが提携することを危惧してのことであろう、9月13日にはイングランド王国領内の司教やその他の高位聖職者たちに対して、同王国の防衛のために1年分の教会収益の10分の1をオットボヌスに引き渡すよう奨励するとともに命じ⁽¹⁹¹⁾、オットボヌスに対しては、イングランド王国および領内の教会の防衛のために、王国領内のすべての教会の1年分の収益の10分の1を徴収するように命ずる⁽¹⁹²⁾。

これらのことを踏まえて、9月14日にはシモヌスに対して、シチリア王国の職務を支援するための十字の説教を推進するように改めて命ずる⁽¹⁹³⁾。日付けは付されていないが恐らくはこの頃のことであろう、オーセール司教に対してはシャルルの職務のために十字を受け取るように要請する⁽¹⁹⁴⁾。しかし、資金難の問題は解消されなかった。翌9月15日、シモヌスに対して、教皇自身はシャルルを支援できない現状にあることを伝えた上で、ル

⁽¹⁸⁵⁾ *registres*, no. 952 (= *Regesta*, no. 19332).

⁽¹⁸⁶⁾ *registres*, no. 1783.

⁽¹⁸⁷⁾ *registres*, no. 953 (= *Regesta*, no. 19334).

⁽¹⁸⁸⁾ *registres*, no. 1790, 1791.

⁽¹⁸⁹⁾ *registres*, no. 1792.

⁽¹⁹⁰⁾ *registres*, no. 1794. なお、前日の9月12日にはシャルルに対して、マンフレディおよびルチェッラのサラセン人に対峙する十字軍士の所領すべてを教会の保護下に置くことを通知する。*registres*, no. 1472 (= *Regesta*, no. 19337).

⁽¹⁹¹⁾ *registres*, no. 234 (= *Regesta*, no. 19339).

⁽¹⁹²⁾ *registres*, no. 235 (= *Regesta*, no. 19338).

⁽¹⁹³⁾ *registres*, no. 1473 (= *Regesta*, no. 19346).

⁽¹⁹⁴⁾ *registres*, no. 969 (= *Regesta*, no. 19350).

イに支援を要請するように命じているのである⁽¹⁹⁵⁾。このような窮状を打開するための一手段としてであろう、イタリアにおける十字軍に対異端という性格が付与されていくこととなる。

((Ⅱ)に続く)

⁽¹⁹⁵⁾ *registres*, no. 968 (= *Regesta*, no. 19347).